

かわねほんちょう 議会だより

第31号

平成25年8月発行

発行/川根本町議会
編集/議会だより
編集委員会



平谷の流したい

もくじ

川根本町議会基本条例が制定されました…	2～3	一般質問……………	5～11
6月定例会・第1常任委員会報告…	4	議会日誌・編集後記……………	12

例」が制定されました

日に特別委員会から提出された条例案が、全員一致で可決されました。町議会が「もっと身
いたします。

第5章 政策の審議

(監視及び評価)

第10条 議会は、町長等の事務の執行について、事前及び事後に監視する責務を有する。

2 議会は、本会議における審議、議決等を通じて、町民に対して町長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

(町長による政策形成過程等の説明)

第11条 町長は、議会に重要な政策等(計画、事業等)を提案するときは、内容をより明らかにするため、次に掲げる形成過程の資料を提出するものとする。

ただし、町長は、法令等の定めによるもののほか、資料を提出できないと判断する場合には、その理由を明らかにして提出しないことができる。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 総合計画等における根拠又は位置づけ
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施にかかわる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定及び執行における論点、争点を明確にし、執行後における政策評価に資する審議を行う。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第12条 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を提出しなければならない。

2 町長は、決算審査に当たり、執行方針、予算等に基づいて行う行政評価について、説明資料を付して提出するものとする。

第6章 議員間の自由討議と政策提案

(自由討議による合意形成)

第13条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、本会議、常任委員会、特別委員会及び全員協議会等における議員相互の自由な討議を中心に運営されなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会における議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けての議員相互の議論を尽くすよう努めるものとする。

3 議員は、前2項による議員相互の自由討議を拡大するため、政策、条例及び意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。
(委員会の活動)

第14条 委員会は、議会における政策立案、政策提案及び政策提言を積極的に行うものとする。

2 前項の目的達成のため、委員会は、自ら問題点を明らかにし、積極的に調査を行うものとする。

(調査機関の設置)

第15条 議会は、議会活動及び町政の課題に関する審査及び調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えることができる。

3 調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第7章 議会の体制整備

(議会改革推進会議)

第16条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置することができる。

2 前項の議会改革推進会議に学識経験者等を構成員として加えることができる。

(議会広報の充実)

第17条 議会は、議会独自の視点から、町政にかかる重要な情報を常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、多様な広報手段を活用し、多くの町民が町政に関心を持つための広報活動を行うものとする。

(議会事務局の体制整備)

第18条 議会は、議会及び議員の政策形成、立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能の強化に努めるものとする。

(議会図書室の充実)

第19条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第8章 議員の身分及び待遇

(議員定数)

第20条 議員定数は、川根本町議会定数条例(平成17年川根本町条例第4号)で定める。

2 議員定数の改正については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第74条第1項の規定による町民の議員定数の条例改正案の直接請求があった場合及び町長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提案するものとする。

(議員報酬)

第21条 議員報酬は、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年川根本町条例第45号)で定める。

2 議員報酬の改正に当たっては、法第74条第1項の規定による町民の議員報酬の条例改正案の直接請求があった場合及び町長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提案するものとする。

第9章 最高規範性と見直し手続き

(最高規範性)

第22条 この条例は、議会の最高規範であって、この条例に違反する条例、規則又は規程等を制定してはならない。

2 議会は、議会に関する憲法、法律その他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に定める理念及び原則に照らして判断しなければならない。

(見直し手続き)

第23条 議会は、常に町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、議会運営にかかる不断の評価と改善を行うとともに、必要があると認めるときは、この条例の規定の見直しについて検討しなければならない。

2 議会は、この条例を改正する際には、いかなる場合でも改正の理由、背景を町民に対して詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成25年6月27日から施行する。

「議会基本条例」は

6月の定例会において、議会基本条例が制定されました。個々の条文はなじみにくい難解なもののように感じられるかもしれませんが、しかし、制定の目的は単純であり、川根本町の住民が川根本町のことを決めるには、どのような手続きが必要であるかということを書いたものです。そのためには、決定権の根源である住民と議会と首長及び職員が自覚をもって真剣に町政に向き合うことが不可欠です。当条例は、議会だけでなく、住民と議会と行政がそれぞれの役割をはたすことのできるように、その約束事を決めたいものです。

川根本町議会
議長 板谷 信

開かれた議会を目指して・・・

「川根本町議会基本条例」

これまで皆さまに多くのご意見等をいただきながら協議・検討を重ねた結果、6月定例会最終的に「もっとわかりやすく」なるよう、議員一同努めてまいりますので、応援よろしくお願

川根本町議会基本条例

目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第5条、第6条）
- 第3章 町民と議会の関係（第7条）
- 第4章 町長等と議会の関係（第8条～第9条）
- 第5章 政策の審議（第10条～第12条）
- 第6章 議員間の自由討議と政策提案（第13条～第15条）
- 第7章 議会の体制整備（第16条～第19条）
- 第8章 議員の身分及び待遇（第20条～第21条）
- 第9章 最高規範性と見直し手続き（第22条～第23条）
- 附則

私たち川根本町議会は、日本国憲法で保障されている住民自治を実現するためにこの条例を制定します。

町民を主体とする住民自治の中で、議事機関としての議会の役割をしっかりと果たすことにより、町民、議会及び行政がともに成長していくことを目指します。

今日の議会には、単なる行政の監視にとどまらず、積極的に政策立案及び政策提案を行うことが求められています。

これらの職責を議会が果たすためには、町民の方々の議会活動への強い関心が必要です。町民との不断の情報提供及び意見交換を基礎として、議会内での徹底した議員間討議を行うことにより、議会としての意思を決定します。

そして、決定への経過と決定理由を速やかに町民に報告することを積み重ねることにより、町民と議会とのゆるぎない信頼関係を構築していきます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく町民の負託に的確に応え、もって住民福祉の向上と公正で民主的な町政の発展及び豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（議会及び議員の使命）

第2条 議会及び議員は、二元代表制の充実と住民自治の観点から、政策をめぐる立案、決定、執行及び評価（監視）における論点、争点を明確にし、真の地方自治の実現を図ることを使命とする。

（議決責任等）

第3条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、自治体としての意思決定又は政策決定をしたときは、町民に対して説明する責務を有する。

2 議会は、議会運営に関し、町民に対して説明する責務を有する。

（議員の政治倫理）

第4条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使用することにより、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第5条 議会は、住民自治を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、活動しなければならない。

2 議会は、公正性及び透明性を確保するとともに、町民に開かれた議会を目指し、活動しなければならない。

3 議会は、町民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう、町民参加の機会の拡充に努め、把握した町民の意見をもとに政策立案、政策提案等の強化に努めなければならない。

4 議会は、町民本位の立場から、適正な町政運営が行われているかを監視し、評価しなければならない。

5 議会運営は、町民の傍聴の意欲が高まるよう、わかりやすい視点、方法等で行わなければならない。

6 議会は、議会だより、町ホームページ等を利用し、町民に対して会議の議案、調査資料等の情報提供に努めなければならない。

（議員の活動原則）

第6条 議員は、議会が言論の府として合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議の推進を重んじるものとする。

2 議員は、町政の課題について、町民の意見を的確に把握し、自らの資質の向上に努め、町民に選ばれた者としてふさわしい活動をしなければならない。

3 議員は、個別事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指し、町政を総合的な見地からとらえた活動をしなければならない。

第3章 町民と議会の関係

（町民と議会との関係）

第7条 議会は、町民に対し、積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議、常任委員会のほか、全ての会議を原則公開とする。ただし、会議を公開できないと判断する場合には、その理由を明らかにして公開しないことができる。

3 議会は、公聴会制度及び参考人制度を活用して町民等の意見等を聴き、議会の政策形成に反映させるように努めなければならない。

4 議会は、重要な案件に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めなければならない。

5 議会は、町民に対し、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、政策形成に関する意見交換を行うため、町民との意見交換会を開催しなければならない。

6 議会は、町民からの要望、質問及び資料請求等にできる限り誠実に応えなければならない。

第4章 町長等と議会の関係

（町長等と議会との関係）

第8条 町民の直接選挙で選ばれた議員により構成される議会と町長は、それぞれの特性を生かし、緊張関係を維持しながら、政策をめぐる論点、争点を明確にし、競い合い、協力し合うことを常に意識し、良好な町政を運営しなければならない。

2 議会の全ての会議における議員と町長及び執行機関の職員（以下「町長等」という。）との質疑応答は、常に町政上の論点、争点を明確にして行うものとする。

3 一般質問に当たっては、目的を十分認識し、常に政策提言等の討議を展開する等、一問一答の方式で行うものとする。

4 議長から本会議、常任委員会及び特別委員会等への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して論点、争点を明確にするための反問を行うことができる。

（政策立案、政策提案及び政策提言）

第9条 議会は、町の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、もって条例の提案、議案の修正及び決議等の政策提案を行うとともに、町長等に対し、政策提言を行う。



「開かれた議会」への取り組み・・・

写真上：視察研修報告会（H24.11月） 写真右：基本条例説明会（H25.5月）

6月定例会報告（会期：6月20日～27日）

20日に開会した川根本町6月定例会では、「町議会基本条例」のほか、議案6件、承認3件が町長から提出され、また、本年度に繰り越された24年度事業の報告も行われました。

条例関係

◎川根本町税条例の一部改正《専決》

◎川根本町国民健康保険条例の一部改正《専決》

いずれも、地方税法の一部を改正する法律等が4月1日に施行されたことに伴う町条例の一部改正で、全員賛成で承認されました。

◎川根本町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定

第1常任委員会へ付託
国における緊急事態宣言発令時の「市町村対策本部」設置のための条例制定です。

補正予算関係

◎平成25年度一般会計補正予算（第1号）

全員賛成で可決
補正後の総額
60億3千658万1千円

町内医療機関に設置する医療機器購入費、プレミアム付お買い物券発行事業補助金等の追加が主なものです。

◎平成25年度一般会計補正予算（第2号）

全員賛成で可決
補正後の総額
60億3千491万3千円

国保事業特別会計の本算定に伴う補正です。

◎平成25年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

全員賛成で可決
補正後の総額
166万8千円の減額

島田市民病院との遠隔診療支援に使用する会議システム導入にかかる経費の追加です。

◎平成25年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

全員賛成で可決
補正後の総額
9億7千10万6千円

（2千150万6千円の増額）

◎財産の取得について
全員賛成で可決

国保税の本算定による療養給付費の変更や、24年度の給付実績の確定に伴う補正です。

◎平成25年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）《専決》

全員賛成で可決
24年度の当事業特別会計が歳入不足となつたため25年度会計から繰り上げて予算措置をするものです。

◎平成25年度いよしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）

全員賛成で可決
補正後の総額
5千559万1千円

島田市民病院との遠隔診療支援に使用する会議システム導入にかかる経費の追加です。

◎財産の取得について
全員賛成で可決

◎財産の取得について
全員賛成で可決

◎財産の取得について
全員賛成で可決

◎財産の取得について
全員賛成で可決

◎財産の取得について
全員賛成で可決

◎財産の取得について
全員賛成で可決

◎財産の取得について
全員賛成で可決

◎財産の取得について
全員賛成で可決

第1常任委員会報告

デジタル防災行政無線システム整備機器購入【契約先】
（株）日立国際電気
静岡営業所（静岡市）

【契約金額】7千70万円
◎平成24年度予算繰越について（報告）
一般会計翌年度繰越額 1億235万円
洪水ハザードマップ作成業務委託料790万円
ヒラト線開設工事 1千581万5千円などが主なものです。

20日の本会議終了後、議案第31号「川根本町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定」について、第一常任委員会が開催され、条例案の審査を行いました。これは、本年4月に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の中で、国が必要に応じ緊急事態宣言を発令した場合、市町村長が設置する「市町村対策本部」の設置に関するものです。担当課からの説明の後、質疑応答を行い、採決の結果、全員一致で本議案は可決されました。主な内容を報告します。

問 「新型インフルエンザ等」とは何か。
答 病原性の高い新型インフルエンザや同様の危険性がある新感染症を指している。

問 対策本部の構成を教えてください。
答 対策本部長は町長、副本部長は副町長、本部長は状況によるが基本的に課長。本部長は必要に応じて班を編成し、情報収集や現場での対応に当たる。

問 具体的な本部の役割は何か。
答 情報の収集・提供・共有、ワクチン体制の調整や要援護者への対応等各段階における対策が考えられる。

問 医療機関、特養施設との連携等の計画も作成するのか。
答 国の行動計画を受け、県も行動計画案のパブリックコメントを開始した。国・県との整合性を持った行動計画を策定していくため関係機関との連携や調整が必要と考える。

問 地域的な流行でも対策本部は立ち上げるのか。
答 国の緊急事態宣言に基づき以外に、町の状況によっては町独自の対応も考えられる。災害や新型インフルエンザ等に関わらず、危機管理という意味で常に対応するとご理解いただきたい。

問 国・県との連携や調整が必要と考える。

問 地域的な流行でも対策本部は立ち上げるのか。

問 国・県との連携や調整が必要と考える。

問 国・県との連携や調整が必要と考える。

問 国・県との連携や調整が必要と考える。

問 国・県との連携や調整が必要と考える。

問 国・県との連携や調整が必要と考える。



中澤 莊也 議員

問

○若者定住促進支援、企業誘致、子育てしやすい環境の整備と安心・安全な子供の遊び場の確保について
○徳山古典芸能保存会等への支援について

町長 ①退去者数11世帯、町内定住者4世帯、実内住宅新築1世帯、実家への戻り1世帯、民間賃貸借受託への入居1世帯、特定賃貸住宅

への入居1世帯、町外への転出7世帯）となつてゐる。②未利用町有地を宅地として提供する事も考えられるが、新規に町で整備し、提供する計画は具体化してゐない。

平成24年10月に開設した空き家バンク事業の情報収集、情報提供機能を充実させ、若者等の定住を促進していきたいと考えてゐる。

町長 ③子育てしやすい環境整備として、経済的な支援としての出生時の出生祝い金、各種乳幼児健診、中学校までの医療費の無料化などの町独自の施策のほか、保護者の仕事上の理由により学校の放課後等に児童を預かる放課後児童クラブや、たくましい子供を育むことを目的とした放課後子供教室等を実施してゐる。また、子供の遊び場の確保については、町内

に3ヶ所の屋外遊技と1ヶ所の児童遊園施設を整備し、設置してある遊具等についても定期的に安全点検を行うなど、子供たちがより自由に安心して遊ぶことのできる環境づくりに努めてゐる。④茶園の

存続は、町の基幹産業の根幹であり、荒廃茶園というだけで土地利用を変えろというのには困難ではないかと考える。ただ、国土保全部用計画の中では、集落内に介在する農用地については、保全すべき農用地を明確化し、計画的な土地利用を図つていくものとなつてゐるので、町全体の農業振興対策等考慮し、慎重に進めていくべき課題の一つと考えてゐる。

町長 ④若者の定住を促進するため荒廃茶園等を購入し、宅地造成を行い、受託要地として町内に定住を希望する若者に安価で分譲する考えはないか。

町長 ⑤徳山古典芸能保存会等への支援は、調査を行う考えはあるか。③徳山古典芸能保存会等への支援は、

調査を行う考えはあるか。③徳山古典芸能保存会等への支援は、

ラ遺跡等の学術的発掘調査を行う考えはあるか。③徳山古典芸能保存会等への支援は、
教育長 ①徳山城址、護土城址、小長谷城址について、町・県指定文化財登録を目指して調査研究を行っている。
②町文化財保護審議会の意見を聞きながら保存の重要性を考慮して、慎重に進めていきたい。③今後も伝統芸能保存のための助成を行っていききたい。



地域の宝・まちの宝「平谷の流したい」

答

○住宅用地、工場用地の確保のための具体的な計画はない
川根本町次世代育成支援後期行動計画に基づき、
様々な施策を展開している
○後継者の育成を含めてできる限りの支援を行っていく



鈴木 多津枝 議員

- 生活保護基準引き下げの影響は？
- 一般会計繰入で国保税など値上げ解消を
- 茶凍霜害支援へのプラスアルファは？
- 投票したくても行けない人への支援は？

問

質問

(1) 8月実施の生活保護基準引き下げの影響と当町の保護状況について。(2) 今でも高い国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、一般会計繰入で値上げ回避・負担軽減を。



(3) 介護・医療体制を整備・充実し、住み慣れた家で老後を過ごせる町づくりを。厚労省は都会の特養誘致で保険料等の負担が増えない方針を打ち出した。積極的な働きかけを。(4) 4月の凍霜害に対する茶農家救済対策、耕作放棄地対策について。4年前の凍霜害以来、福島原発放射能風評被害に続く4年連続の減

収。農家の打撃は深刻で、再生意欲喪失の声が各地で聞かれる。町長はこれまでの支援にプラスアルファを考えていると激励されたがどのような支援を考えているのか。耕作放棄地対策・増やさない対策を問う。(5) 投票所半減で投票へ行けない高齢者や障害者が増えた。3月議会で「移動投票所等も検討する」答弁はどうか。

町長

(1) 3年後から70才以上で一人月1千円程減る。40代夫婦子ども4人世帯の影響が一番大きく、町村部で月1万5千円減るが当町にはない。当町の受給率は02%で近隣7市町中6位だが、窓口で申請を却下した事例はない。就学援助の所得基準見直しも教育委員会でも検討し、その他の福祉施策への影響も早

急に把握に努めたい。(2) 国保税は24年度で1人当たり約5万8千円。県平均より約3万3千円低く県内で一番低い。今後は負担の平準化を目標とし、急激な医療費高騰等には、支払い準備基金(残高1億3千万円)の取り崩しと一般会計繰入も検討する。介護保険や後期高齢者医療保険は一般会計繰入で負担軽減を図る制度ではない。(3) 現在、特養待機者81人、訪問介護利用者131人、訪問看護1人、介護認定者54人の利用率は約64%で、地域包括支援センターの取り組み等で、予防に成果を上げている。施設誘致は慎重な検討が必要。(4) 7月2日に農協と災害対策資金利子15%を農協と町で半々持つことや、今年購入の肥料・農薬代支援を協議する。防霜ファンは氷点下では



被害が深刻な北部の茶園

効果は出にくい。回復合いに差が出ている。見舞金と言うより今後続ける人への支援として、更新への更なる負担軽減も検討したい。耕作放棄地対策は茶業の基盤に係わる重要な部分として検討したい。(5) 投票率低下の原因が全て投票所統合とは言えない。現在当町は、県内で最高の投票率で、期日前投票も増えている。今後は交通弱者対策として公共交通機関の利用や近所誘い合つての投票もお願いしていく。地域限定の期日前投票所設置等の対応も検討が必要。

答

- 40代夫婦子ども世帯の減額が大きい
- 国保税は一般会計繰入で負担を平準化したい
- 利子補給・肥料代補助・防霜ファン更新補助検討
- 地域限定の期日前投票所設置等の検討も必要



中野 暉 議員

問

○人口減少に歯止めを
○「活気ある・魅力あるまちづくり」について
○町づくりは、人づくり

質問 町の人口減少対策のひとつ、「活気ある・魅力あるまちづくり」について伺う。

も、社会状況の中で苦闘しています。いかに所得の確保の場をつくっていくのか、最大の課題と思っています。企業誘致についても、課題は多いが、情報を収集し、あきらめずに施策を推進する考えです。

質問 魅力あるまちづくりのひとつ、「カヌーの町」川根本町を売り出す絶好のチャンスについて。

町長 日本代表として国際大会に活躍している、大村選手は当町で開催される大会協力を含めカヌーの普及活動に貢献頂いております。オリンピック選手が育った町、素晴らしい自然環境に恵まれた当町はカヌーを行う場所として積極的に発信していきたいと思っております。

町長 基本計画の中で、四つのシンボルプロジェクトとし、「癒しの森林浴・清流の里づくり」、「にぎわう町・みんなのふる里づくり」、「未来創生千年の人づくり」、「世界にも目を向けよう川根の元気づくり」で事業展開。また、縁結び事業実施。空き家バンクのホームページを開設。若者定住促進住宅建設及び結婚・出生祝い金交付により、当町の魅力を推進している。最近では、『静岡の茶草場』農業遺産認定、『南アルプスの世界自然遺産』登録を目指した活動の取組

質問 雇用の場及び企業誘致について。

町長 地域に定住できる基本だと考えています。基幹産業について

町長 現状では町の条例に減免という規定はなく難しいと思います。住宅ローン利子補助については、可能性はありと考えております。

質問 定住策、宅地分譲等の施策について。

町長 町が宅地分譲を行う事は、諸々問題も

町長 町が宅地分譲を行う事は、諸々問題も

町長 町が宅地分譲を行う事は、諸々問題も

町長 町が宅地分譲を行う事は、諸々問題も

町長 町が宅地分譲を行う事は、諸々問題も

町長 町が宅地分譲を行う事は、諸々問題も

町長 町が宅地分譲を行う事は、諸々問題も

町長 町が宅地分譲を行う事は、諸々問題も

町長 町が宅地分譲を行う事は、諸々問題も

町長 町が宅地分譲を行う事は、諸々問題も



カヌーツーリングの様子

○定住策を強力に推進！

答

○「カヌーの町」川根本町を“今”発信する時！

○「人口減少歯止め策」は重要課題！



中村 優 議員

○町内で集落区分で言う限界集落に
該当するものを把握しているか
○集落の過疎化についての認識と対策は

問

質問 全国の農山村地域で過疎化が問題となっているが、当町でも人口の減少、高齢化が進んでいる状況にある。町内各集落の中には、厳しい状況のところもあるのではと思われるが、現在の関係省庁でも使用している集落区分で言う限界集落・準限界集落に該当する実態の把握状況を明らかにすること、またその結果について町長の認識を伺う。

町長 いわゆる限界集落・準限界集落等の用語の定義は、高知大学の野野教授が提唱したものである。

本町の実態把握については、毎月集計されている人口統計から65歳以上の人口比率が50%以上に該当している自治会単位での地区は、平成25年6月1日現在で6地区存在している。しかしそれぞれの地

区が共同としての機能維持が限界に達している状況であるかは、年齢構成からだけでは判断できないと考えている。

限界集落の発生原因としては、働き口の減少等により生活の本拠地を居住地以外に移したことがあり、特に若者の減少により地域の高齢化が進んでいること等があり、人口・戸数が減少し社会的共同生活の維持が困難な状況におかれていくことだと認識している。

町はその対策として、現在定住促進のための空き家バンクを始めとする様々な施策支援等を行っており、集落単位の活動が継続できるように検討していく考えである。

質問 雇用の場の確保は重要な課題である。企業誘致にも力を入れていると思うが、その為には土地の確保・税

制をはじめとする優遇措置を考えることが必要である。土地については造成を行って誘致交渉をすることが有効と思うがどうか。

町長 企業誘致に勝る政策は多くはないと考えているが、現実的には可能性のある場合はともかく、現状では先行して造成することは難しいと考える。

質問 定住政策として空き家バンクについては各地で実施されているが、地元住民との摩擦が指摘されている話も聞く。当町ではどうか。

企画課長 現在地元とのあつれきの話は聞いていない。

副町長 近隣自治体で問題があったと聞いている。ご指摘のとおり、地域の生活慣習等を理解してもらおうなどして慎重に進めたい。

質問 医療サービスについても転居原因の

ひとつである。このことについての町の努力は承知しているが、最近透析患者が増えていると聞く。2日ごとに島田・藤枝に通院する患者は大変な負担になる。町内で処置できることを検討することはできないか。

副町長 透析については医師と施設が必要であり、今の段階で誘致について具体的なものを示すことができないが、患者を安全かつ確実に送迎できるように、外出支援事業も強化しながらやっていきたい。

高齢化が進む農山村地域



- 人口比率で6地区が該当するが、
直ちに地域活動に支障のある限界集落とは断定できない
○定住促進のため、空き家バンク事業等
施策・支援を行い集落活動に支障なきよう検討してゆく

答



芹澤 廣行 議員

問

- 平成25年度の茶生産農家の実態について
- 茶農家全体の総生産額はどれ位か
- 中国、米国等の茶拡販事業の効果は
- 国、県の土木事業の説明会参加対象は

質問 平成25年現在の茶生産農家の規模別の戸数を明示してほしい。
町長 産業課では、平成25年現在の経営規模別の戸数は把握できていません。今後の農林業センサスや静岡県の農林水産統計年報の発表を待ちたい。

質問 本町内茶生産農家の生産の生産量と荒茶生産量はどれ位か。
町長 共同茶工場の一箱茶生産量は74tであるため、町内経営面積の48%を占めている共同工場組合員を基礎推計すると、町内全体では1千550tとなります。

質問 茶農家の総生産金額はどれ位か。
産業課長 凍霜害があつた平成25年の共同工場が一番茶の販売金額が5億8千500万円です。面積比率48%で計算すると、12億2千万円程度の販売金額になると推計さ

れます。
質問 これまで町費を投入してきた、中国、米国に対する市場開拓販売促進事業の成果として、どの程度のお茶の注文があつたのか。
町長 具体的に受注があつたかという話にまだ至っておりません。

質問 日本国内では現在お茶は八十八夜が収穫の目安という中で、本町の茶の最盛期は5月中旬前後という遅場生産地という現実の中で、今後どのような販売促進が必要かという観点に立つて役場企画、産業、商工観光の各課の横の連携について現在のどのように行っているか。

町長 川根本町で生産されているお茶は山間部の山懐深い所で、厳しい寒さを通してそのうまみが形成されていくという遅場のお茶としてアピールすること

を目指して、庁内、企画課、産業課、商工観光課を横断的にプロジェクトを組んで進めようとしております。
質問 7月18日に開催する公共事業についての国、県の説明会に参加できる町民は、行政、議会以外に区長会のみであると聞いているが、参集範囲を拡大する考えはあるか。例えば町が掌握する30以上もある各委員会、商工会、観光協会、消防本部、学校、PTA等にも参加を求めるといふことを検討する余地があるか。

町長 本年度町内でのような土木工事が行われているかを町内の方に土木事務所に依頼し開催するものであり、平成20年度以来の開催であり、これまで通り区長の皆様、議員の参加を頂いています。説明会開催の趣旨は町内



凍霜害にあった茶園

でどのような事業が行われるかを知ってもらうためであり、地元との調整を図る場ではありません。そのため、説明会の対象者は地元及び町の代表者の方とさせていただきます。ただし、地区においては事業が数年にわたり継続している地区もあり、区長に区の役員にも声をかけるようお願いしております。

答

- 25年一番茶の荒茶生産量は約290 t
- 共同茶工場の数値を基とすると12億円強
- 今までに具体的なお茶の受注はゼロ
- 行政・議会・区長の参集範囲に限定



久野 孝史 議員

○観光振興に対する当町の方向性
 観光振興計画の策定は
 ○準公共的施設の耐震化の実情について
 耐震化の助成はあるか

問

質問 観光に対する考え方、方針及び当町の行政運営の中で観光が町内にもたらす経済的波及効果の考えを伺う。

町長 本町において、農林業、観光事業は主たる産業として本町の重要な役割を担っている。定住人口の確保を求められる中、交流人口の拡大は、旅行消費の拡大につながり観光産業は地域の活性化や周辺産業への雇用の促進など経済的波及効果は大きく、まちづくりの施策として重要な物と考えております。

質問 交流人口のみを捉えているように感じられるが、滞留宿泊客を重視すべきかと思うが如何か伺う。

町長 観光のお客様に対しては滞留時間が長くなるのが消費額につながるなどの認識で、宿泊客を増やしていくことがより大切である

ことであり、その宿泊基地に至る過程で川根本町全域に立ち寄られる、アクセスなり周辺施設の充実が必要となる、その点で「まちかど博物館」「レールパーク構想」「縁側喫茶」など地域の特性を生かし活用していきたいと思っております。

質問 観光振興計画策定の経緯と内容を伺う。

町長 これまで観光施策として、その状況において対応してきましたが、町民の長期的な展望の理解の上、協働で計画的・戦略的に総合計画とも整合性を持ちながら観光部門に特化した具体例を提示し策定いたしました。

質問 策定の過程において外部委託であるとか、地域の意見の集約が少ないように感じられるが如何か伺う。

商工観光課長 地域の方と3回のワークショップ、

事業所、関係団体との聞き取りのうえ、観光委員会にも諮りながら策定いたしました。

質問 様々な過程を経て策定されたとするが、実施計画と誤解されている点などどのような点に感じるか伺う。

商工観光課長 当町の10年の観光方針を示したのがこの計画ですが、即できるものもあるが、長い時間かけてやらなければならぬ部分もあり、一つずつ精査して進めていきたい。

質問 例示案は載せてあるが具体的計画、実行計画ではない、これからはどのように進めていくのか伺う。

商工観光課長 例示案には行政でできる物、町民と協働してやらなければならない物があり、関係者、観



「川根本町観光振興計画」

光事業者と協議しながら進めていきたい。

質問 準公共施設等の耐震化の助成について、又想定される建物はどうのような建物か伺う。

総務課長 国の交付要綱では、公共施設、福祉施設、民間救護病院と限定しております。

質問 商工会館であるとか多くの一般の人が集まる性格の施設も助成が必要ではないか。

副町長 基本的には現状ではないと言う認識になると思いますが、トイレの改修の時においても公共性か否かの観点で協議した経緯等を参考に協議していけばと思っております。

○観光交流人口増は地域の活力に大きく寄与

計画は、当町10年後の方針

○公共性を持っているか、国・県の耐震化助成事業の制度に合うか検討が必要

答



長塚 誠 議員

問

- プレミアム付きお買い物券の現状と今後
- 川根高校の存続に向けた取り組み
- 空き家バンク事業の現状と課題
- 川根茶の市場開発調査推進事業の件

質問 プレミアム付きお買い物券発行事業の現状と今後の取り組みについて伺います。

町長 今年度第1回目発行（4月30日）の午前に完売してしまつた背景には、経済情勢が不安定であり、また、お茶の凍霜害等による一番茶への大きな打撃もあった中、これを機に消費者にとつてお得感のあるこのお買い物券の購入に大勢の方が期待した結果だと考えております。

商工観光課長 今後新たな制度などをつくり、購買意欲を高め、持続した経済活性化を促す仕組みを考えていきたい。

質問 川根高校の存続に向けた課題について伺います。川根高校が「広域的に貢献のできる高校」とアピールしていく必要も出てきて



県立川根高等学校

いるのではないでしょうか。

教育長 早急に生徒増の対策を講ずる必要を強く感じております。生徒数確保のための方策として、まず①連携3中学校からの進学率を高める。②連携中学校以外からの志のある生徒の受け入れを進める。この2つのことに取り組むことと理解しております。

質問 空き家バンク事業の現状、その展望、課題等を伺います。

町長 現在、町内の空き家状況については約200件程度存在しているのがわかっています。今後も年々増加してい

くことが予想されます。平成24年10月より空き家バンクのホームページを開設し、平成24年度に5軒登録され、そのうち2軒の物件が売買されました。現在では3軒の登録がされています。

また、この事業に伴い「空き家改修事業費補助金交付事業」を開始しました。残念ながら平成24年度は申請がなかったのが現状です。

町内の空き家数などのぐらゐあるか、状態はどうなのか、現所有者はどなたなのか、必要最低限の情報の把握が必要だと認識しています。

質問 移住定住促進事業費補助金というのハード面だけではなく、所有者と移住希望者をマッチングさせるためのサポート事業に活用してほしいが、いかがですか。

企画課長 この事業を進めていく上では考えなくてはいけない重要な問題だと考えております。いろいろな御提案をいただいでいく中で、他地域の取り組みも取り入れてやっていきたいと思ひます。

質問 早期の出荷に縛られないような川根茶の市場をつくっていく必要があると思ひます。いかがですか。

町長 実際に茶を取り扱う人々の体制が整つてきた段階で、海外に向けた川根茶のPRを実施していく等の方法を検討していきたいと考えております。

質問 製造面の課題はかがでしようか。

産業課長 残留農薬の基準値が海外に輸出する場合は非常に厳しく、肥培管理、農薬管理も考慮した上でいかなければいけないと思ひます。

答

- 生活支援と経済活性化策として発行
- 生徒増の対策を講ずる必要
- 基礎的情報の把握が必要だと認識
- 体制が整ってきた段階で、海外市場へ

議 会 日 誌

4月

- 4・5・8日 町内小中学校入学式・川根高校入学式
- 17日 第2常任委員会（町内茶園視察）
- 19日 町内企業視察（ケーブルテクニカ株）
- 20日 第8回献茶式



ケーブルテクニカ株を視察（4/19 写真は田代工場）



議会基本条例説明会（5/30山村開発センター）

5月

- 20日 第11回議会基本条例検討特別委員会
- 23日 県町村議会議長会総会
- 28日～29日 第38回全国町村議会議長・副議長研修会
- 30日～31日 議会基本条例説明会

6月

- 5日 県地方議会議長連絡協議会総会・第1回政策研修会
- 7日 第12回議会基本条例検討特別委員会
- 20日～27日 平成25年第2回定例会（6月定例会）
- 22日 B&G海洋センタープールリニューアルオープン記念式典



式典後に開催された水泳教室（6/22）

◆9月定例会の日程◆

8/26日	月	議会運営委員会
29日	木	全員協議会
9/3日	火	9月定例会・本会議（9:00～議場）
5日	木	決算特別委員会（9:00～大会議室）
6日	金	〃（ 〃 ）
9日	月	〃（ 〃 ）
10日	火	〃（ 〃 ）
11日	水	〃（ 〃 ）
12日	木	〃（町内現地調査、採決）
19日	木	9月定例会・本会議（9:00～議場）

- 会場は全て川根本町役場本庁・3階です。
- 本会議はどなたでも傍聴することができます。
- 日程は変更することもありますので、詳しくは議会事務局（☎56-2229）までお問い合わせください。

編集後記

連日の猛暑、年のせいか少々バテ気味である。そんな中、友人と平谷の流したいを見に行く。この伝統行事は、文政11年（1828年）7月に発生した、大洪水の犠牲者を弔うために始まったとされる。それから185年もの間、紆余曲折を繰り返しながら地域の人々はこの伝統行事を守り続けている。親から子へ、

編集委員

（第二常任委員会）

委員長 中野 暉
副委員長 高畑 雅一
委員 中田 隆幸
中村 優
芹澤 廣行
中澤 莊也

子から孫へ、絶えることのない大井川の流れるように。
地域の人々の願いや思いを込めた大小の流を流れていく。（S・N）